フレンドシップのご案内

鹿児島市教育委員会

フレンドシップの概要

1　学級名及び所在地・電話番号（学校電話は直通ではありません）

名　　称	所　在　地	対象	電話番号	備　　考
ﾌﾚﾝﾄﾞｼｯﾌﾟ長田	長田中学校内　小川町3-10	小・中学生	226-3868	学校電話
ﾌﾚﾝﾄﾞｼｯﾌﾟ　南	南中学校内　　東郡元町13-34	小・中学生	251-6090	学校電話
ﾌﾚﾝﾄﾞｼｯﾌﾟ谷山	谷山中学校内　谷山中央８丁目２０－５	小・中学生	268-3165	学校電話
ﾌﾚﾝﾄﾞｼｯﾌﾟ城西	城西中学校内　城西2-3-12	小・中学生	254-9148	学校電話
ﾌﾚﾝﾄﾞｼｯﾌﾟ鴨池	勤労青少年ホーム内　鴨池二丁目32-30	小・中学生	250-7505	専用回線

2　開設の目的

フレンドシップ(適応指導教室)は、不登校や一時的な緊急避難等の児童生徒が、集団生活への適応、情緒の安定を図り、自主学習による基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を図るために、適応指導相談員による適応指導等を行うことにより、学校復帰を支援し、社会的自立に資することを目的としています。

3　通級対象児童生徒の要件

(1)　原則として、市立小・中学校に在籍している不登校の児童生徒及び緊急避難を要する児童生徒で、校長が認めた者

(2)　本人及び保護者が、学校復帰を目指して、通級を希望していること

(3)　不登校の様々な要因のうち、主として心因性と思われる児童生徒

(4)　フレンドシップのきまり等を守り、行事等にも参加すること

(5)　フレンドシップ通級中に、適応指導相談員や臨床心理相談員に話を聞いてもらうこともできます。

事　業　内　容　等

1　フレンドシップ(適応指導教室)での生活及び支援

(1)　フレンドシップでは、心のふれあいを促進します。

(2)　通級しながら、在籍校の行事等に参加したり、登校したりすることができます。

(3)　集団への適応や自立を支援する学習や活動、フレンドシップ外での野外体験活動（リフレッシュスクール）などの体験活動を行います。

(4)　フレンドシップでの学習は自主学習です。分からない所はフレンドシップの職員に聞くことができます。

(5)　通級生の保護者がフレンドシップを理解し、自立への支援が効果的に行えるように、保護者研修会を実施します。

2　開設日、生活時間及び通級の方法

(1)　開設日は、４月中旬から卒業式及び３学期修了式までの、土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く日です。(※土曜授業実施日は開設します。小学６年生、中学３年生については卒業式までとなります。)

　但し、長田中、南中、谷山中、城西中は、学校行事等により上記と異なる場合がありますので、直接問い合わせください。

(2)　生活時間は、上記開設日の9:00～16:00としますが、通級生の状況に応じて、開設時間帯内で個人にあった日程・時間割で生活することができます。（夏と冬の長期休業中もフレンドシップは通級可能です）

(3)　通級の方法については、通級生及び保護者が学校と話し合って決めます。（保険の適応があるため）

ア　小学生の通級については、保護者の送り迎えを原則とします。

イ　自転車での通級は禁止しています。（徒歩や自家用車及び公共交通機関をご利用ください。）

(4)　昼食は持参してください。(学校給食等の手続きは、学校にご相談ください。)

(5)　携帯電話等、学校へ持って行ってはいけない物の持ち込みは、原則として禁止します。

通　級　の　手　続　き

1　通級を希望する人は、市教育相談室に面談相談の予約を申し込みます。

※　市教育相談室　℡　226-1345　(月～金：9:30～20:00、土：9:00～12:00)

2　市教育相談室は、面談を行い、通級について保護者と本人に確認します。

その後、「フレンドシップ体験通級許可証」の発行を受け、体験通級を開始します。

※　**体験通級期間（２週間）終了日までに**、市教育相談室（226-1345）に電話連絡をします。

①　正式通級を希望する場合は、再度市教育相談室の面談を受け、その結果、「通級が望ましい」と判断された児童生徒の保護者は、学校長に「フレンドシップ通級申込書(様式２)」を提出します。(「フレンドシップ通級申込書」は市教育相談室でお渡しします。)

②　今後、通級の手続きを行わない場合も、必ず、電話でその旨を連絡します。

3　フレンドシップへの正式通級を希望する場合は、改めて教育相談室に面談予約を行い、保護者同伴で来室し、手続きを行います。